

【返金制度について】

当社の紹介により就職した者が自己都合により退職した場合退職した日から起算して30日以内に退職証明書を郵送し返金請求を行うものとする。

次の基準で本件報酬を返還するものとする。

但し、入社後の3ヶ月を超えた期日の退職及び解雇については、いかなる理由による場合も、紹介手数料の返還は行わないものとする。

入社後1ヶ月未満で退職した場合 本件報酬の 80%

入社後3ヶ月未満で退職した場合 本件報酬の 50%